

議案15件・報告9件を可決

行政管理課 ☎(88)9120

6月市議会定例会は、5月31日から6月21日までの22日間の会期で開かれました。この議会には、平成30年度一般会計補正予算をはじめ、市税条例等の一部を改正する条例など議案15件、報告9件を提出し、いずれも原案どおり可決されました。主なものは次のとおりです。

市税条例等の一部を改正する条例

地方税法などの改正に伴い、

障がい者や未成年者などに対する個人市民税の非課税要件となる所得金額の引き上げについて改正しました。また、加熱式たばこを含む

たばこ税の税率を、10月から段階的に引き上げることについて改正しました。

工場等立地促進条例の一部を改正する条例

企業誘致を促進するために、対象業種を追加するなど、交付要件を緩和し、奨励金制度を拡充しました。

財産の取得について

市が賃借している市フラワーセンター用地を取得するため、売買契約することについて議決されました。

国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法施行令などの改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を



国保は皆さんの健康を支える制度です(5月24日・高齢者グランドゴルフ大会)



施政方針を述べる橋本市長(5月31日・6月市議会定例会)

公益財団法人などの決算報告

を行いました。

(公財)ふくしま科学振興協会、(公財)須賀川市スポーツ振興協会、(公財)須賀川市農業公社、郡山地方土地開発公社の平成29年度決算が、評議員会または理事会において承認・議決され、関係書類の提出があったので、地方自治法の規定により報告しました。

医療機関の役割に応じた受診を

地域の医療機関は、上の図のように機能を分担し、相互に連携しています。

病気やけがの初期治療や慢性疾患の投薬などは、身近な一次医療機関(かかりつけ医)で受診しましょう。

また、専門的な治療や高度な検査、入院治療が必要なときは、二次医療機関(公立岩瀬病院など)、二次医療機関で対応が困難な緊急重症患者は、三次医療機関(救命救急センターのある大学病院など)が治療します。

かかりつけ医を持ちましょう

「かかりつけ医」は、風邪などの日常的な病気の治療、健康管理、病歴や体質の把握をしてくれる身近なお医者さんです。病状によって適

休日や夜間は症状に応じた利用を

必要な医療機関を紹介し、緊急時に対応してくれる大変心強い存在です。

かかりつけ医に相談できない時間帯や、休診日に急な発熱や腹痛で具合が悪くなったときは、須賀川地方休日夜間急病診療所(市保健センター内)が診療します。

「夜間の方がすいているから」、「昼間は仕事があるから」などの理由で、休日夜間急病診療所や病院の救急外来を受診する「コンビニ受診」は、緊急を要する重症患者への対応の遅れや、医師の過重労働の原因になります。不要・不急の受診を避け、診療時間内の受診を心掛けましょう。

みんなで支えよう

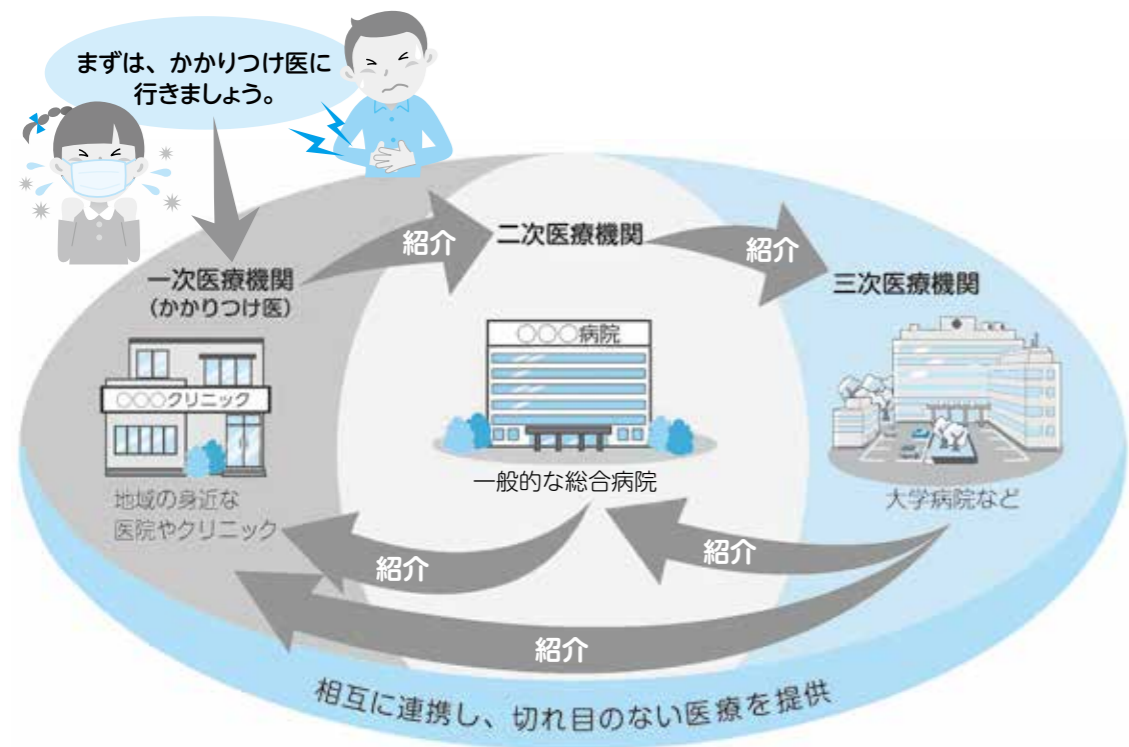
地域医療を守るために、日頃から健康に気を付けましょう。また、安定した医療環境の確保のため、支え合いの気持ちで行動しましょう。

地域医療を考える 皆さんの大切な命のために

日頃の心掛けが地域医療を守ります

地域医療対策室 ☎(88)8125

医療機関の役割



全国的に医師不足が深刻化しています。本市でも、医師の不足や高齢化などにより、地域医療体制の確保が難しくなっています。「身近な地域で必要な医療を受けたい」。誰もが望む「充実した地域医療体制の確保」のためには、皆さんの協力が不可欠です。